

水安全計画策定におけるノウハウ集

※青色文字は、県がガイドラインの留意点を読み取って、
モデル事業において、主にツール使用上の観点から、実際に設
定したものや、その考え方の根拠等です。

※赤色文字は、県がガイドラインの留意点を読み取って、
モデル事業において、主に水道技術の観点から、実際に設
定したものや、その考え方の根拠等です。

高知県健康政策部食品・衛生課

0. 1) 目的

水安全計画の策定にあたって、「水安全計画策定ガイドライン」、「水安全計画作成支援ツール簡易版」解説書が国から公表されている。

しかし、県内の策定状況については、大臣認可の1事業体が策定済みで、県知事認可の事業体では策定できている事業体がない。

そのため、県代行モデル事業で得たノウハウを形に残し、技術継承につなげることを目的とする。

なお、この資料の見出しの頭の数字は、「水安全計画策定ガイドライン」の章立ての数字に整合します。

0.2 作成支援ツール（簡易版）の入手方法

7.3 安全における施策目標と実現方策

本県の水道は、地下水や伏流水が多く、水管が安定している一方で、災害などのリスクやその他の水道汚染リスクなども内訳している。そこで、水源や水管に対する安全の確保に関し、施策目標を定め、その達成に向けた実現方策を示す。

1) 水道システムの水質監視

(1) 作成支援ツール等を活用した水安全計画の策定【不要施策】

本県は、地下水や伏流水が多く、また、河川水も水管が良好であり、安定しているが、安全な水道水を確保するためには、水質汚染リスクに対する対応や水質汚染防止・水源から給水栓までのプロセスにおける水管の安全性を確保する必要がある。

水道事業体の取り組み

- 水安全計画を策定し、水道から給水栓までのプロセスにおける取扱いを対応を図る。

高知県の技術

- 水安全計画策定に必要な情報の提供や、技術を保有する水道事業体と連携し、計画立案方法の検討など検定支援を行う。



<教科書>

【水安全計画策定率】→ 実安全計画策定率(横軸) / 目標(縦) = 100%

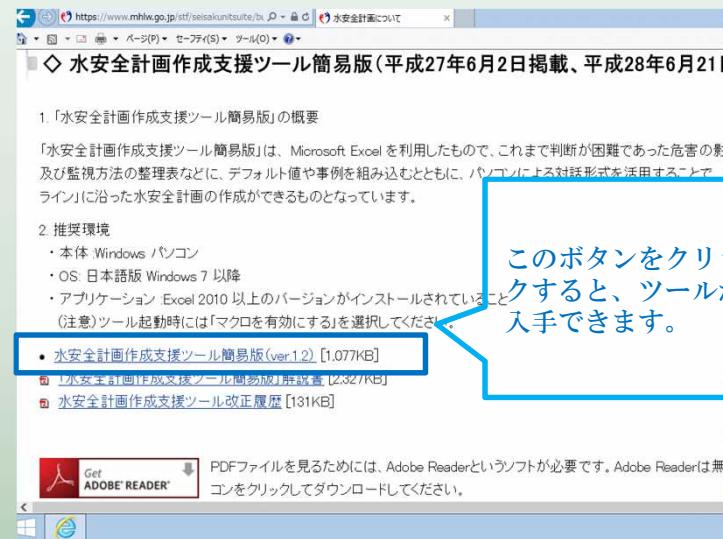
水安全計画は、水道の汚染リスクや水質悪化のリスクを評価し、その対策を計画的に講じるものであり、水質の安全性を確保するために必要な取り組みであることから、水安全計画策定率の目標目標を100%に設定する。なお、本指針は水の安全性確保のために必要なことであり、早急に取り組む必要があることを、中間目標(10年)の達成を目標とする。

参考 URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuuitei/bunya/topics-hyakko/kankaku/yado-jinkisan.html>

留意事項：

- 仮想から物理パソコンに移す際に、マクロが削除されることがあります。必要に応じ、情報政策担当課に依頼し、直接物理パソコンへ送付してもらうよう依頼する必要があります。
- 他の方法では、公用USBを活用し、物理パソコンへ入れる方法も有效。
- 物理パソコンでの保存場所について、共有ファイル内ではマクロが適正に機能しませんので、デスクトップ等で作業を行う必要があります。

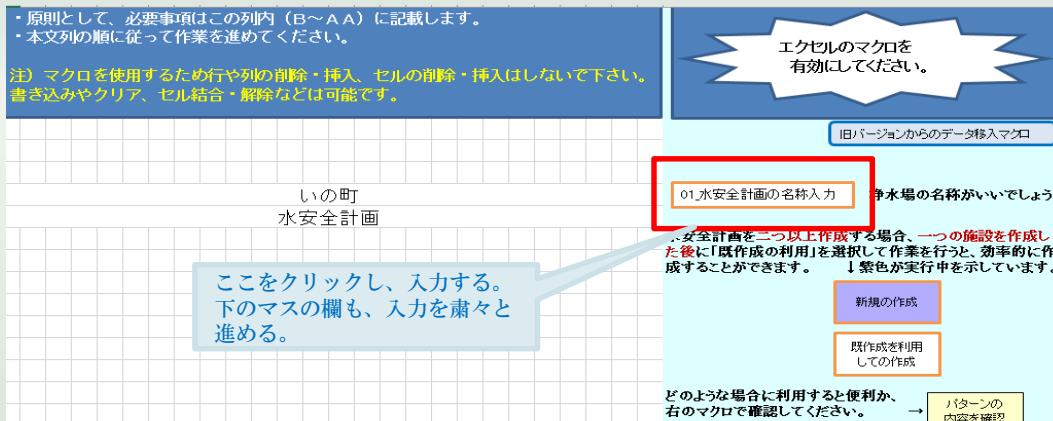
高知県水道ビジョン
p68の最下部のアドレスをクリックすると、
厚労省HPに移ります



このボタンをクリックすると、ツールが入手できます。

0. 3) ツールへの入力方法

マクロが有効になっていることを確認したうえで、



高知県庁で通常使用する
JUSTCalcでは、危害評価のマク
ロが正常に機能しないため、
excelでの作業が必要です。

0. 4) 水安全計画公表時の留意点

水安全計画は、水道水の安全確保への取組に対する需要者の理解を得ていく手
段としても有効であり、需要者にわかりやすく情報提供していくことが重要。

しかし、水安全計画を公表する際には、安全管理上支障が生じない範囲で概要
版を作成するなど安全管理上の配慮が必要となります。

1) 水安全計画策定・推進チーム編成

- ・ガイドラインの留意点を踏まえたうえで、チームを編成する。
- ①チームのメンバーは、水道システムの危害原因事象に関する知識があること。
- ⇒**水道担当課長**
- ②安全な水を保証する全ての変更事項に対する責任、権限がある人を含めること。
- ⇒**水道技術管理者**
- ③日常の作業に関わっている人を含めること。
- ⇒**水道担当係長、維持管理業務の受託業者**

2.1) 水道システムの概要整理

- ・最新の許認可図書を参考に入力する。

なお、水源水域の特徴については、認可図書では、情報が不足しているので、現地の情報を補足する。

その他、参考にした資料

- 1) 水道事業ビジョン
- 2) 経営戦略
- 3) 水質検査計画
- 4) 水質検査結果
- 5) 維持管理担当者へのヒアリング

2.2) フローチャートの作成

- 最新の許認可図書を参考に入力する。
認可図書では、情報が不足しているので、現地の状況を反映する。
- 現地踏査を行い、その結果を踏まえることが望ましい。

次に、ここから現地に適合したものを選択する。

まずはここから該当するものを選択

表記水とは、「作成シートBページの「2)水没の種類」に示した
河川水(緑流水)、緑流水(自流水)、ダム水(緑流水を含む)
海水、海水(緑水)、地下水、かいん水、
地下水とは、洪流水、緑地下水、深層地下水、かいん水、を
いいです。

選択を全て選択(しらすけ)

選択を全てクリア(しらすはず)

洪流水のみ(標準的)パターン

洪流水(標準的)パターン

洪流水、かいん

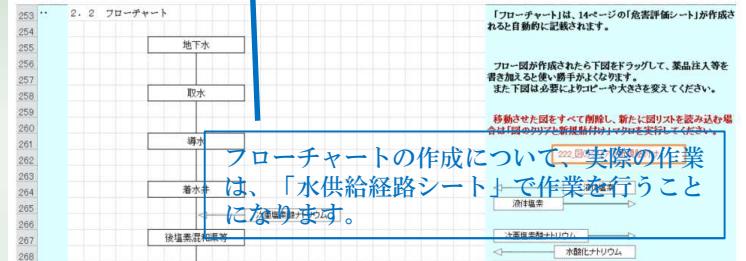
洪流水注入あり

操作欄
結果確認作業変更ボタン
危険評価作業シートへ

2.2 フローチャートは空白です。14ページで作成する「危害評価シート」が完成すると自動的に書き込まれます。次図は出力例ですが、処理施設数が多いと2列にわたり出力されます。

ここでの作業はフローチャート完成後に、AB列の薬品図を本文列にドラッグしてフローチャートに書き込むことです。大きさ等は適宜変更してください。

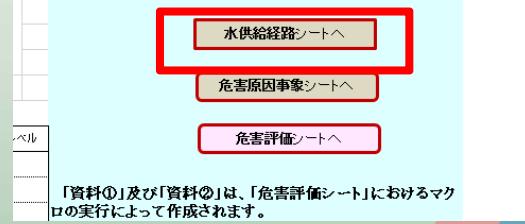
なお、自動作成の部分をクリアし、既存のものを貼り付けるなど新たに作成してもOKです。



- 14 -

4.3の作業は「水安全計画」作成の山場です。何度もやり直せますが、説明に従って慎重に行ってください。

「4.3 危害原因事象、関連水質項目、リスクレベル、管理措置及び監視方法の整理」のため、先ず下記の「水供給経路シート」へマクロを実行してください。



3.1) 危害分析

- ・水道システムに存在する危害原因事象の抽出を行う。

事象は、既存資料から確定できるものは少ないため、必ず維持管理担当者とのヒアリングを実施し、反映する。

その際、記録等に残っていない担当者の主觀も積極的に危害原因事象として設定する。

なお、地下水の水質は安定しているが、以下の項目が懸念される。

- 1) クリプトスボリジウム等 →耐塩素性病原性物
 - 2) 硝酸性窒素 →メトヘモグロビン血症の恐れ
 - 3) 塩水化 →一度、塩水化すると回復に長期間かかる
 - 4) トリクロロエチレン →揮発性有機塩素化合物
 - 5) 鉄・マンガン →赤水・黒水の原因となる。

たるみ即時算の概要		危険箇所別集計		対応する水質項目		危険の全てを選択(しあきははず)	
番号	箇所	種別	危険箇所別集計	対応する水質項目	番号	危険の全てを選択(しあきははず)	
4	周囲	第1土壌	水抜地下水の不景	塩化物	301	是はずしてください。	
5	周囲	第1土壌	水抜地下水の不景	硫酸根	1000	該当箇所の有無が不該な場合は、し直しを付けるまじめし、 影響を想定しておくことが肝要です。	
6	周囲	第1土壌	水抜地下水の不景	鉛	1000	行の途中にあるマクロを利用で箇所-種別の里位地とまと めにはずさずともですが、事業の内容に注意を払ってく ださい。	
7	周囲	第1土壌	水抜地下水の不景	カドミウム	104	かた実験図表を適用する場合は、通し番号244以降に目 録などに、箇所、種別、適用する水質項目、項目番号も 同じ様に準じて書き込んでください。	
8	周囲	第1土壌	水抜地下水の不景	シアン	117	③既報載の水質項目を書き替えてくださいが、追加で 対応できない場合は手入力して下さい。その場合は次と同 様に行ってください。	
9	周囲	第1土壌	水抜地下水の不景	ニッケル	120	②引合った場合は、し直さなければ「項目の追加・修正時に 書替えをする」マクロを必ず実行してください。	
10	周囲	第1土壌	水抜地下水の不景	ジンキサン	114	子コック完了後、「 危険評価シート作成ボタン 」をクリックし マクロを実行しますが、水質経路の内容を変更したい場合 には「 水抜地下水路シートへ 」をクリックして下さい。 再度で実行しますとができます。	
11	周囲	第1土壌	水抜地下水の不景	ヨウ素-131既報載	140	「 危険評価シートへ 」を必ず実行してください。	
12	周囲	第1土壌	水抜地下水の不景	水素水素ガス漏出物質	251	④既報載の水質項目を書き替えてくださいが、追加で 対応できない場合は手入力して下さい。その場合は次と同 様に行ってください。	
13	周囲	第1土壌	既報水の不景	ニ素	101	①引合った場合は、し直さなければ「項目の追加・修正時に 書替えをする」マクロを必ず実行してください。	
14	周囲	既1水	既報水の不景	マンガン	137	子コック完了後、「 危険評価シート作成ボタン 」をクリックし マクロを実行しますが、水質経路の内容を変更したい場合 には「 水抜地下水路シートへ 」をクリックして下さい。 再度で実行しますとができます。	
15	周囲	既1水	既報水の不景	アノニア	201	「 危険評価シート作成ボタン 」を必ず実行してください。	
16	周囲	既1水	土壌、フリーニング排水	トリクロロエチレン	110		
17	周囲	既1水	土壌、フリーニング排水	ナラウロエチレン	118		
18	周囲	既1水	既報水質の不景	臭(臭味)	301		
19	周囲	既1水	既報水質の不景	臭(臭味)	219		
20	周囲	既1水	既報水質の不景	硫酸根	110		
21	周囲	既1水	既報水質の不景	アルカリ性物質	302		
22	周囲	既1水	既報水質の不景	アルカリ性物質	902		
23	周囲	既1水	既報水質の不景	ウイルス	903		
24	周囲	既1水	既報水質の不景	ウイルス	905		
25	周囲	下水施設物質	半水素-131既報	アルカリ性物質	302		
26	周囲	下水施設物質	半水素-131既報	硫酸根	1000		
27	周囲	下水施設物質	半水素-131既報	水素ガス	102		
28	周囲	下水施設物質	半水素-131既報	硫酸物	302		
29	周囲	下水施設物質	半水素-131既報	硫酸物	902		
30	周囲	下水施設物質	半水素-131既報	微生物	002		
31	周囲	ゴルフ場	既報水質	臭(臭味)	219		
32	周囲	その他	野川-動植物からの不景	既報水質既報微生物	002		
33	周囲	その他	野川-動植物からの不景	微生物	251		
34	周囲	その他	地盤調査の不景	微生物	251		
35	周囲	その他	地盤調査の不景	硫酸根	401		
36	周囲	その他	生産排水	イオノニア性物質	141		
37	周囲	その他	生産排水	シアン	301		
38	周囲	地下水	既1水	シアン	137		
39	周囲	地下水	既1水	硫酸根	134		
40	周囲	地下水	既1水	臭	107		

※水源が地下水の場合、水源井から半径1,000m程度の範囲の汚濁源の情報を収集、整理する。

3.2) リスクレベルの設定

- 抽出した危害原因事象について発生頻度、影響程度を検討し、リスクレベルを設定する。

発生頻度については、既存資料から確定できるものは少ないため、必ず維持管理担当者とのヒアリングを実施し、反映する。

その際、記録等に残っていない担当者の主観も積極的に危害原因事象として設定する。

発生頻度の対象は、水質基準値の10%以上とする。

※水質基準値の10%、50%、100%で程度を整理することで、実務で活用しやすくなる。

影響程度については、「ろ過施設の有無」、「指標菌の検出状況」から簡易に設定する方法がある。

項目	内容	発生頻度		影響程度		スクリーニング	該当箇所
		A	B	C	D		
1. 水質基準値の不満合	142	A	c	なし	なし		水質基準値
2. 水質基準の不満合	109	A	d	なし	なし		水質基準
3. 水質基準の不満合	103	A	d	なし	なし		水質基準
4. 水質基準の不満合	301	A	c	なし	なし		水質基準
5. 水質基準の不満合	109	A	c	なし	なし		水質基準
6. 水質基準の不満合	106	A	c	なし	なし		水質基準
7. 水質基準の不満合	104	A	d	なし	なし		水質基準
8. 水質基準の不満合	111	A	c	なし	なし		水質基準

発生頻度	危害原因事象の影響程度					
	取るに足らない		考慮を要す	やや重大	重大	甚大
	a	b	c	d	e	
頻繁に起こる	毎月	E	1	4	4	5
起こりやすい	1回/数ヶ月	D	1	3	4	5
やや起こりやすい	1回/1~3年	C	1	1	3	4
起こりにくい	1回/3~10年	B	1	1	2	3
めったに起こらない	1回/10年以上	A	1	1	1	2

4.1) 現状の管理措置、監視方法の整理

- 抽出した危害原因事象に対する現状の管理措置及び監視方法を整理する。

日常の維持管理として行っている「予防」、「処理」を具体的に記述する。

4. 管理措置の設定	
4. 1 現状の管理措置、監視方法、監視計器の分類	
管理措置の内容	
分類	管理措置
予防	水質調査 施設の予防保全（点検・補修等） 設備の予防保全（点検・補修等） 給水栓・貯水槽における情報提供
処理	塩素処理

給水栓・貯水槽における情報提供について、「クロスコネクションの禁止の広報」等の取組を管理措置として、整理。

※「クロスコネクション」とは、「水道の給水管」と「井戸水などの水道以外の管」が接続されている状態のこと。

給水栓・貯水槽における情報提供について、水道事業者としての取組ではなく、関係課（行政として）の取組についても含めて記載

4.2) 管理措置、監視方法及び管理基準の設定

- ・現状の管理措置及び監視方法を評価し、必要に応じて、新たな管理措置、監視方法及び管理基準を設定する。

遊離残留塩素の管理基準値は、以下の基準などを参考に設定する。

- ・水質管理目標設定項目：1.0以下
 - ・昭和60年、厚生省（現、厚生労働省）が設置した「おいしい水研究会」が「おいしい水」の要件：0.4以下
- ※おいしさの感じ方は、人によって様々ですが、濃度が高すぎると、カルキ臭がします。
さらに、発がん性のあるトリハロメタン等の消毒副生成物が発生します。

※夏場等の水温が高い場合においては、濃度の消費が激しいため、予め配水管での管理値を高めておく方法も有効である。

外観は、色度と濁度を参考に判断することとした。

5. 1) 対応方法の設定

- ・管理基準を逸脱した場合の対応を設定する。
- ・「クリプトスボリジウム等（耐塩素性病原生物）に対する異常の認識」では、具体的な対応については、「水道におけるクリプトスボリジウム等対策指針」に従うもの。
- ・異常の認識と判断については、「内部」及び「外部」双方からの情報をもとに確認する。

< クリプトスボリジウム等（耐塩素性病原微生物）に対する異常の認識 >

- ①耐塩素性病原微生物に対しては水質検査計画に基づいた指標菌検査（大腸菌、嫌気性芽胞菌）及びクリプトスボリジウム等の検査により原水水質を監視する。
- ②汚染のおそれが疑われる場合（指標菌検出時）には、直ちに原水指標菌の検査を実施し、必要により浄水の安全確認（クリプトスボリジウム等の検査）を行う。
再検査の結果、指標菌検査が検出された場合は、指標菌検査の頻度を高めるとともに、速やかにクリプトスボリジウム等の対応施設の導入を図る。
- ③浄水を毎日 1 回 20 リットル採水し、ポリタンクに注入した水又は採水した水から得られるサンプルを 14 日間保存する。採取した水については直射日光や高温となる場所を避けて冷暗所に保存するとともに、採水した水から得られるサンプルについては、乾燥を避けて冷蔵保存する。
- ④具体的な対応については「水道におけるクリプトスボリジウム等対策指針」に従うものとする。

↑ ツールの使用上、マクロを再計算すると、初期の表現に戻ってしまう箇所が数カ所ありますので、確認が必要です。

5. 2) 緊急時の対応

- ・予測できない事故等による緊急事態が起こった場合の対応を設定しておく。
- ・対応方針：応急、給水復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に実施する。
- ・手順：現状を把握し、原因分析を行う。さらに、本計画に沿った対応措置を実施する。
- ・行動計画：①初動体制の確立、②応急体制の確立、③応急給水の実施、
④警戒活動、緊急措置、応急復旧、給水制限等
- ・責任及び権限：対策本部長、総務班、応急給水班、施設復旧班、管路復旧班、管理班等の部署毎の役割に応じ、各自責任を認識し、行動する。
- ・連絡体制：地域防災計画等に定められた連絡体制に基づいて、連絡する。
- ・水供給方法：応急給水、応急復旧等により、多様な手段での水供給に努める。

5. 3) 運転管理マニュアルの作成

- ・設定した管理措置、監視方法及び管理基準、管理基準を逸脱した場合の対応、緊急時の対応の要点をとりまとめ、運転管理マニュアルに反映させる。

運転管理マニュアルについては、現時点において策定されていない。

今後、当該水安全計画の運用状況を踏まえ、必要に応じ、運転管理マニュアルの作成を検討する。

6) 文書と記録の管理

- ・水安全計画に基づいて作成する文書と記録の管理方法を定める。
- ・記録の作成、記録の修正、記録の保存を位置付けた。

7) 水安全計画の妥当性確認と実施状況の検証

- ・水安全計画の各要素の技術的妥当性について確認するとともに、水道システムが水安全計画に沿って運用され、安全な水が安定的に供給されたかを検証するための手続について定める。

実施状況の検証は、原則として、年1回実施する。
また、その検証責任者は水道技術管理者とする。

8) レビュー

- ・水安全計画が常に安全な水を供給していくうえで十分なものになっているかを確認し、必要に応じて改善を行う。

検証体制は、関係機関と調整が図れた場合には、県・他水道事業体との共同での相互の確認を行う。

9) 支援プログラム

- ・水道水の安全を確保するのに重要であるが直接的には水質に影響しない措置、直接水質に影響するものであるが水安全計画策定以前に法令や自治体・水道事業者の規定等に基づいて策定された計画等を、支援プログラムとして登録しておく。

以下の文書を登録

- 1) 施設・設備に関する文書（施設・設備の規模、能力）
- 2) 材料の規格に関する文書
- 3) 職員の健康診断・労働安全衛生に関する文書
- 4) 職員の教育、研修等に関する文書